



広労雇均発 0624 第 2 号
令和 7 年 6 月 24 日

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長



夏季における年次有給休暇の取得促進について（広報依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和6年12月25日公表の「令和6年就労条件総合調査」の結果によると、令和5年の年休の取得率は65.3%と、前年より3.2ポイント上昇し、過去最高を更新したもの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

なお、広島県の取得率は65.4%（令和6年度、広島県職場環境実態調査）と前年比0.8%の上昇となりましたが、同様に政府目標70%には届いていません。

こうした中で、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上の年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

また、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※2）については、新しい働き方・休み方を実践するために効果的な制度です。

このため厚生労働省では、夏季における年休の取得促進の機運醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

